

群馬県立県民健康科学大学地域連携・キャリア開発センター設置運営規程

(設置)

第1条 この規程は、群馬県公立大学法人組織規程第7条の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学地域連携・キャリア開発センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、県立の医療系大学として、大学が所有する知的財産や研究成果等を、県民をはじめ、広く教育機関、医療機関、医療従事者、行政等に対し還元することにより、県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次のことに係る事業を実施するものとする。

- (1) 看護学教員養成課程に関すること
- (2) 看護学実習指導者養成講習会に関すること
- (3) 看護師特定行為研修課程に関すること
- (4) 県立病院・県内病院等との連携に関すること
- (5) 看護職に対する研究支援に関すること
- (6) 放射線教育・研修に関すること
- (7) 公開講座・出前講座に関すること
- (8) 情報発信に関すること
- (9) 健康福祉政策・地域連携に関すること
- (10) 健康寿命延伸プロジェクトに関すること
- (11) その他前条の目的を達成するために必要なこと

(組織)

- 第4条 センターには、センター長及び副センター長を置く。
- 2 前条に定める事業を推進し、目的を達成するため、地域連携・キャリア開発センター運営会議（以下「センター運営会議」という。）を設置する。
 - 3 センター運営会議に、前条の事業を実施するため、地域連携・キャリア開発センター運営委員会（以下「センター運営委員会」という。）を置く。
 - 4 センター運営会議及びセンター運営委員会は、センター長が主宰する。
 - 5 副センター長は、センター長を補佐する。

(協議及び報告)

第5条 センター長は、センター事業の運営方針や進捗状況等について、大学運営会議に協議及び報告するものとする。

(事務)

第6条 センター運営会議及び運営委員会の事務は、事務局教務係で処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの設置運営に関し必要な事項については、学長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。